

令和5年5月2日

保護者の皆様

千葉市こども未来局幼児教育・保育部
幼保運営課長・幼保指導課長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の取扱いについて

日頃より、本市保育行政にご理解・ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日より、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）」上の位置づけが「5類感染症」に変更されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」が廃止されることとなっております。

これを受け、保育園・認定こども園等における取扱いを下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 陽性者発生に係る保護者の皆様への情報提供について

令和5年5月8日（月）以降は、新型コロナウイルス感染症についても他の感染症と同様に、感染状況に応じ、各園の判断のもと保護者の皆様への情報提供を行います。

2. 今後の感染対策について

5類感染症に移行しても、新型コロナウイルス感染症がなくなるわけではありませんので、各園において、引き続き、園と各家庭との連携による児童の健康状態の把握、適切な換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等、基本的な感染対策を講じることとします。

3. お子様が感染した場合の対応について

（1）感染症法に基づく外出自粛要請（自宅療養）の終了

5類感染症への移行により、現在行われている感染症法に基づく外出自粛要請（有症状者は発症から7日間の自宅療養、濃厚接触者*は5日間の自宅待機）は、5月7日をもって終了となります。

*令和5年5月7日をもって、感染症法に基づく濃厚接触者の特定も終了となります。

（2）登園停止期間について

お子様が感染した場合は、発症日を0日目（発症した日の翌日又は無症状の場合は検体採取日の翌日を1日目）として5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間を経過するまでは登園停止となり、当面の間は、現在と同様に、登園停止期間の満了により登園可能となります。

*5月8日前に感染が確認されたお子様についても、同日以降は上記の登園停止期間が適用されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受けた「臨時 登所・登園届」による対応については、現在、本市医師会と調整中であるため、別途ご連絡します。

4. その他

新たな変異株による感染の再拡大などにより必要が生じた場合には、改めて対応を検討の上、速やかにお知らせします。